



< 市町村探訪 >

「緑のまちづくり」(ひたちなか市)

～ 緑豊かで公園のように美しい街を目指して～

南は県都水戸市隣接，東は太平洋に面した約13kmの海岸線を有し，緑豊かな那珂台地に広がるひたちなか市は，茨城県のほぼ中央部に位置しています。

自然豊かなひたちなか市も海岸沿いを中心に国営ひたち海浜公園や重要港湾・常陸那珂港，工業団地などの開発が進められ，都市化の進展に伴い近年では緑地や良好な自然環境が減りつつあります。

そのような中，市では「地域制緑地保全計画」に基づいて，都市計画法による「風致地区」，都市緑地保全法による「緑地保全地区」等により緑地の確保を図るとともに，市独自の「緑の保存と緑化の推進条例」により，市民と連携した，美しい緑豊かな潤いとにぎわいのある「国際港湾公園都市」を目指しています。

緑の保存と緑化の推進条例

市では，公園緑地の整備，樹林地の保全や消失した緑の回復などの自然豊かな都市環境形成に積極的に取り組むため，平成6年に「緑の保存と緑化の推進条例」を制定し，緑のまちづくりを推進しています。

条例では，市内の良好な緑地を保存するため「緑の保存地区」を指定したり，住宅への生垣助成や事業所を設置する際に緑地確保を義務づけるなど，緑化を推進するほか，緑化における市民の役割を重視し，市民に記念樹を配布するなどの「緑の市民活動」等，その他数々の緑に関する項目を盛り込んでいます。

緑の保存地区の指定

良好な環境を形成している樹林地や水辺地で，市民の保健休養又は都市景観上保全する必要がある区域を「緑の保存地区」として指定しています。指定地区の所有者又は管理者には，管理費の一部として助成金を交付しています。



緑化の推進

街なかの緑化を推進するため，公共施設等の緑化の推進，生垣の設置の奨励，開発を行う際の緑化の推進等を定めています。

・ 生垣設置費等の助成

憩いと安らぎのある都市環境を形成するとともに，災害の防止に役立つことなどから，市では生垣の設置費助成を行っています。



< 住宅の生垣 >



・開発行為を行う者の緑化の推進

市条例では、市域内で開発行為等により事業所等を建設する場合、敷地内に緑地の確保を義務づけています。用途地域や敷地面積により区分されていますが事業者は事業計画区域の3%～20%以上を緑地として確保しなければなりません。



< 事業地内に確保された緑地 >

緑の市民活動

条例では、「緑の市民活動」として、市民が協力して公園の除草、清掃、花壇の造成に努めることとしています。そこで、ひたちなか市民憲章推進協議会と連携し、市民団体が街路樹の植樹ますや公共施設などに花を植える際、花の種子・球根の無料配布、管理費用の一部助成を実施しています。本年度は18の市民団体が街中をきれいな花で飾っています。また、緑の大切さを啓発するため、きれいな花壇や標語・ポスター等のコンクールを実施しています。



< 市民団体の花植え活動 >

ここまで「緑の保存と緑化の推進条例」に基づくひたちなか市の取り組みを紹介してきました。

このほかにも、蘭などの鉢物や花の種の無料配布などを行う「市民植木まつり」の開催や、市民から寄付された樹木を公共施設などで再利用する「緑のリサイクル事業」、地域のシンボルとなり美観上特に優れた樹木を指定する「保存樹木等の指定」といった様々なメニューで緑のまちづくりを支援しています。

多くの市民が意識を共有し、ともに緑のまちづくりを推進することで、憩いと潤いのあるみんなが住んでみたいと思うまちづくりが、徐々に実りつつあります。今後も、市民・企業・行政が協働して「緑のまちづくり」を進めていただきたいと思います。

(編集委員 M・N & H・K)



< 佐和稲田地区の緑 >

問い合わせ先

ひたちなか市

都市整備部 公園緑地課 緑地推進係

TEL: 029-273-0111

内線438